

議事要旨(1) リスク分担型DBに関する会計処理の検討

冒頭、小賀坂副委員長より、リスク分担型 DB に関する会計処理の検討の審議を行う旨が説明され、その後、藤澤研究委員より、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

また、本日の委員会では、厚生労働省 年金局 国民年金基金課 基金数理室長 山本進氏が参考人として出席された。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局又は参考人からの回答は次のとおりである。

リスク分担型 DB の制度の内容について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 調整率による給付額の調整で長期的には財政均衡が図られるとしても、短期的に積立金不足が生じた場合には、当該調整では対応できないのではないかと。短期的な積立金不足に対処する制度対応が必要ではないかと。
 - 制度の趣旨を妨げない範囲内で、労使合意による掛金変更を一定の範囲に限定すべきではないかと。
 - 1つの企業において、通常確定給付企業年金制度とリスク分担型 DB の2つの制度が併存する場合で年金資産の一体管理が行われるときに、両制度間の資金移動等により実質的な追加拠出が生じる可能性があると考えている。そのため、年金資産の一体管理を認める場合の要件を追加でご検討いただきたい。
 - 企業からのニーズも踏まえると、リスク対応掛金の拠出方法としてこれほど多くの方法は必要とされていないのではないかと。
 - 従来確定給付企業年金制度における標準掛金の算定には企業に大きな裁量が認められているが、5年ごとの財政計算時に見直される。一方、リスク分担型 DB における標準掛金は労使合意がない限りは見直しが要求されていない点を考えると、算出方法は従来確定給付企業年金制度よりも厳格な条件が必要ではないかと。

これらに対して、参考人より、次の回答がなされた。

- 改めて内容を整理する。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 成長途上の企業では従業員が大幅に増加する可能性がある点等を考えると、企業は相当高い確率で追加的な拠出を行う可能性があると考えます。

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 市場環境が劇的に変わる中で、当初に算定されたリスク対応掛金を事後に見直さないというのは現実と乖離しているのではないか。その場合には運用のポートフォリオが一定の制約を受けるのではないか。

企業による一定の掛金の拠出及び費用配分に関する論点

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 「一定の」の意味合いは、確定拠出制度の会計処理と一体で考えるべきではないか。このように考えると、著しく掛金の変動しないという趣旨の「一定」と、著しい費用の前倒し部分や後ろ倒し部分がなく、当期の費用として合理的とみなせるという趣旨の「一定」という考え方があり得る。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 退職給付会計基準の結論の背景の中で、退職給付は賃金の後払いの性格を有すると記載されているが、リスク対応掛金が賃金の後払いといえるかは疑問である。そのため、費用配分の観点からは拠出方法によって区別する必要はなく、要拠出額をそのまま費用処理しても問題ないのではないか。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 企業が設定した期待収益率等の仮定に何らかの誤りがあれば、損害賠償責任を負うことになると思われるので、このような事象が発生して企業が追加的な拠出を行うケースを考慮する必要がないか。
 - 企業に追加的な拠出が求められないとしても、リスク対応掛金の部分は当初に義務を負っていると考えられるため、リスク対応掛金の部分は負債として当初に認識する必要があるのではないか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- ご指摘の点は、特別掛金のように過去の積立不足額に対して拠出する義務と、リスク対応掛金のように将来の不足に備えて拠出するものを会計上同列に扱うべきか否かと関連しており、今後検討する。

既存の確定給付企業年金制度から本制度への移行に関する論点

- ある委員より、次のコメントがあった。

- 本制度へ移行する場合に、移行前の制度における積立不足をどのように引き継ぐのか。複数のアプローチが認められる予定か明らかにしていただきたい。

以 上